

新	旧	修正理由・備考
<p>第1節 雪害直前活動</p> <p>第1 基本方針 本章では、雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有のものについて定めるものとする。</p> <p>第1節 災害直前活動 第3 活動の内容 1 気象警報・注意報等の伝達活動 (2) 実施計画 ア 【町が実施する対策】 雪に関する気象警報・注意報等の伝達系統（風水害編・第3章第1節災害直前活動に準じる） イ 【関係機関が実施する対策】（長野地方気象台） 気象業務法に基づく<u>気象</u>警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとするものとする。</p>	<p>第1章 雪害直前活動</p> <p>第1 基本方針 本章では、雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有のものについて定めるものとする。</p> <p>第1節 災害直前活動 第3 活動の内容 1 気象警報・注意報等の伝達活動 (2) 実施計画 ア 【町が実施する対策】 雪に関する気象警報・注意報等の伝達系統（風水害編・第3章第1節災害直前活動に準じる） イ 【関係機関が実施する対策】（長野地方気象台） 気象業務法に基づく<u>警報</u>・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとするものとする。</p>	県防災計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 消火活動の計画</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模な火事災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるように消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>【飯田広域消防本部及び町が実施する計画】</b></p> <p>町地域防災計画・飯田広域消防計画の基準に基づいて消防計画を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。</p> <p>その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。</p> <p>(ア) 消防力の強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。</p> <p>特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の<u>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実</u>等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層<u>をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。</u></p> <p>また、<u>地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。さらに、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。</u></p> <p><u>また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 消火活動の計画</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模な火事災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるように消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><b>【飯田広域消防本部及び町が実施する計画】</b></p> <p>町地域防災計画・飯田広域消防計画の基準に基づいて消防計画を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。</p> <p>その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。</p> <p>(ア) 消防力の強化</p> <p>「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。</p> <p>特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図るものとする。</p>	<p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 消火活動の計画</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模な火事災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるように消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 消火活動の計画</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>大規模な火事災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるように消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。</p> <p>(2) 実施計画</p>	県防災計画に合わせた修正